別記様式第八（乙の４）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市町経由

　工作物の新築等に関する河川法第24条、第26条第１項（水利使用に関するもの又は法第26条第１項の許可を受けることを要しない工作物の新築若しくは改築に関する法第24条の許可を除く。）

|  |
| --- |
| （工作物の新築、改築、除却）１　河川の名称２　目的３　場所４　工作物の名称又は種類５　工作物の構造又は能力６　工事の実施方法７　工期８　占用面積９　占用の期間 |

**備考**

１　「（工作物の新築、改築、除却）」の箇所には、 該当するものを記載すること。

２　河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地における工作物の新築、改築又除却にあつては、「占用面積」及び「占用の期間」については、記載しないこと。

３　許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。